

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 6 月 1 日 至 令和 4 年 5 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 松本内科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 呉市本通五丁目 5 番 9 号
- (3) 設立認可年月日 平成 5 年 6 月 3 0 日
- (4) 設立登記年月日 平成 5 年 7 月 1 6 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	松本内科医院	呉市本通五丁目 5 番 9 号	

6

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 7 月 3 1 日 令和 2 年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人 松本内科医院
所在地 呉市本通五丁目 5 番 9 号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和4年5月31日現在)

1. 資 産 額	52,741 千円
2. 負 債 額	15,460 千円
3. 純 資 産 額	37,281 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	32,563
B 固 定 資 産	19,783
C 繰 延 資 産	395
D 資 産 合 計 (A + B + C)	52,741
E 負 債 合 計	15,460
F 純 資 産 (D - E)	37,281

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借	□部分的に法人所有 (部分的に賃借)	
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借	□部分的に法人所有 (部分的に賃借)	

様式 3 - 2

法人名 (医) 松本内科医院

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

所在地 呉市本通 5 丁目 5 - 9

貸借対照表
(令和 4 年 5 月 31 日現在)

(単位 : 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	32,563	I 流 動 負 債	1,498
II 固 定 資 産	19,783	II 固 定 負 債	13,961
1 有 形 固 定 資 産	18,221	負 債 合 計	15,460
2 無 形 固 定 資 産	1,272	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	289	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	395	I 出 資 金	11,000
		II 積 立 金	26,281
		純 資 産 合 計	37,281
資 産 合 計	52,741	負 債 ・ 純 資 産 合 計	52,741

法人名 (医) 松本内科医院
所在地 呉市本通5丁目5－9

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 6 月 1 日 至 令和 4 年 5 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事 業 損 益		
1 事 業 収 益		47,199
2 事 業 費 用		39,978
	事 業 利 益	7,220
II 事 業 外 収 益		3,633
III 事 業 外 費 用		66
	経 常 利 益	10,787
IV 特 別 損 失		912
	税 引 前 当 期 利 益	9,875
	法 人 税 等	333
	当 期 利 益	9,541

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 松本内科医院
理事長 松本 武史 殿

私は、医療法人 松本内科医院 の令和3会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 7 月 29 日
医療法人 松本内科医院
監 事